

質疑・討論

□令和元年第3回臨時会

(議案第62号)

平成31年度山荘しらす
大規模改修工事(機械設
備)請負契約の締結

求められる公正さ

問 池沢議員

①見積もり記録が参考記録としてつく請負議案は初めてでないか。より公正なものとなるためには、立会人に管財契約課を加えるべきでなかったか。
②山荘しらすの設置、管理条例の改正は。

答 池田町長

①随意契約のため、管財契約課が助言し担当課が行った。
②今後の検討事項だ。

□令和元年第3回定例会

(議案第67号)

例
いの町長及び副町長の給料の減額に関する条例

反対討論

市川議員

本議案は偕楽荘における不適切な事例に対し、8月23日に県より監査結果の通知と勧告を受けたことから、監督責任者として町長・副町長の給料を減額するもの。
なぜ、この9月定例会でなければならぬのか。

議会の総務文教常任委員会、民生環境常任委員会にまず、その勧告内容を報告してからの提出ではないのか疑問を感じ、本議案に反対する。

賛成討論

久武議員

反対討論をした議員はこの議案を混同している。

本議案は町長・副町長自らが、県からの勧告に対して懲戒を課す条例であり、民生環境常任委員会には関係がない議案である。またこれにより勧告を受けた一連の偕楽荘問題に終止符を打つものではないことを町長も明言している。また仮に12月の提出となれば「いつまで先延ばしするのか」となるのは明白であり、今回の議案に賛成する。

反対討論

筒井(一)議員

現時点では、9月17日を締め切りとした「県への返答」も9月28日まで延期されており、現在も策定中だと聞いた。開示請求で知り得た3文書の内容の一部も行政報告で

紹介されたが、これだけでは議員への説明不足である。民生環境常任委員会委員長より説明を求められているにもかかわらずこれも実行されていない。

県の監査結果の内容がいつから起こり慢性化していたのか、一時的なものだったのかなど、今後どのようにこれらの課題を改善・克服していくのか、疑問点や分からないことが多く残っている。特に、池田町長は、以前偕楽荘所長を務めており、この議案を審議し判断するには、明らかにしていかなければならない大きな課題が残っている。

賛成討論

山岡議員

本議案は偕楽荘の不適切事案に関し県の監査で、県指定介護老人福祉施設の人員及び運営に関する基準を定める条例が遵守されていないこと及び業務管理体制の整備が

不十分であることに關して、県知事から改善を求める勧告を受けたことから監督責任として、町長100分の10、1か月、副町長100分の5、1か月減給とのことだが、これについては県内他市町村の事例を参考にし主体的に判断したとの説明があった。

高齢者・要介護者に対する虐待行為はあってはならないことであり、行政を挙げて改善に取り組むよう強く求めて賛成する。

(議案第72号)

いの町職員特殊勤務手当の支給等に関する条例の一部改正

必要なし、薬剤師手当

問 池沢議員

①手当率の根拠は。
②手当をつける以外の改善策は、検討したか。